

令和5年度 諫早市小長井地域新生活支援補助金

小長井地域で

新生活

はじめる方を支援します！

最大

200万円



対象となるかまずはチェック☑！

□ 対象地域

小長井町 全域



□ 対象経費

引越費用

引越業者または
運送業者に
支払った費用

+

住居費用

住宅購入費
改修費
増築費
賃貸住宅家賃等

※支払期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払われたもの

申請
期限

令和6年3月31日まで

ご相談は
お早めに♪

問合せ
先

諫早市 移住定住推進課（本館5階）
諫早市東小路町7-1
TEL：0957-22-1500
E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市小長井地域
新生活支援補助金



□ 対象世帯

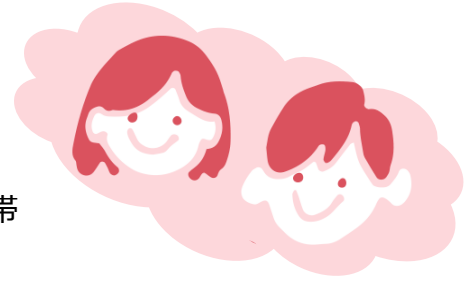
※①②③いずれも小長井地域へ5年以上の継続した居住が必要です。

① 夫婦世帯

夫婦の合計年齢が80歳以下 かつ

夫婦双方、または一方が小長井地域外に居住し

新たに令和5年3月1日以後に小長井地域で生活を始める世帯



② 子育て世帯

高校生以下の子がいる世帯で

父母双方、または一方が小長井地域外に居住し

新たに令和5年3月1日以後に小長井地域で生活を始める世帯

※夫婦（父母）の双方が小長井地域内に居住している場合は

①②ともに新婚世帯に限り補助の対象となります

（新婚世帯 = 令和5年3月1日以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦のこと）



③ その他の世帯

①②以外の世帯で、小長井地域外に居住しており、新たに令和5年3月1日以後に小長井地域で生活を始める世帯。世帯員の1名以上が就業していること。単身での転入・転居も対象。

□ 補助上限額

① 夫婦世帯 75万円（夫婦の双方又は一方が市外からの転入の場合は150万円）

② 子育て世帯 100万円（父母の双方又は一方が市外からの転入の場合は200万円）

※夫婦（父母）の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯の場合は①②ともに50万円

※①②のうち夫婦双方の婚姻日における年齢が29歳以下かつ世帯の所得が500万円未満である新婚世帯については、小長井地域内60万円。

③ その他の世帯 10万円（市外からの転入の場合は20万円）

補助上限額整理表

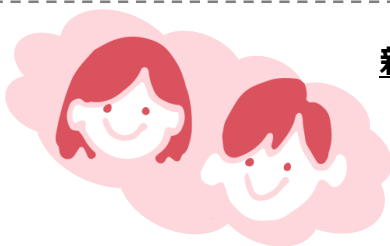
	対象世帯	市外から転入	市内転居	
			小長井地域外から	小長井地域内
□	① 夫婦世帯	150万円	75万円	50万円 ※新婚世帯のみ
□	② 子育て世帯	200万円	100万円	
□	③ その他の世帯（①②以外の世帯）	20万円	10万円	-
□	新婚世帯	夫婦世帯 150万円	75万円	60万円
□	※夫婦ともに29歳以下 かつ 世帯所得500万円未満		子育て世帯 200万円	

必要書類

引越前の自治体や就業先から取り寄せる書類があります。お早めにご準備ください。

共通で必要となる書類		備考・入手先等
<input type="checkbox"/>	諫早市小長井地域新生活支援補助金交付申請書 (様式第1号)	様式は市ホームページに掲載
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	本籍地の市役所・役場
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票(住民票謄本) ※マイナンバーの記載のないもの	本館1階 市民窓口課または 各支所・出張所
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の市税等の完納証明書	令和5年1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合: 3階納税課
<input type="checkbox"/>	住居費、引越費用、改修費及び増築費、賃貸借費用に 係る領収書等の写し	引き落としの場合は、通帳の写し等 支払いの確認できるもの
♥ 新婚世帯の場合のみ提出 ♥		
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の所得証明書	令和5年1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合: 3階市民税課
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し (現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)	奨学金返還証明書等の発行について、 詳しくは返済先へご確認ください
★ その他の世帯の場合のみ提出 ★		
<input type="checkbox"/>	就業証明書(様式第3号)またはこれに準ずる書類	様式は市ホームページに掲載
〈申請区分別〉		
<input type="checkbox"/>	売買契約書または工事請負契約書の コピー	住宅取得
<input type="checkbox"/>	改修・増築に係る見積書または工事請負 契約書等のコピー	住宅改修・ 増築
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書のコピー	住宅賃貸借
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書(様式第2号) ※給与所得者全員分 (住宅手当の支給がない場合も提出が必要)	
		様式は市ホームページに掲載

※賃借住宅の改修・増築の場合は、修繕費用負担が賃借人にあることが分かる場合のみ補助対象となります。
 ※対象とならない費用もありますので、申請の前に必ずご相談ください。
 ※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。

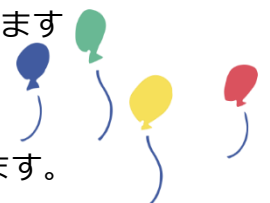


新婚世帯の方には、申請にあたって

- ①動画の視聴
- ②アンケートの回答

をお願いしています。

お早目のご相談・所要額調書の提出をお願いします



新婚世帯とは…

令和5年3月1日以降に婚姻届けを提出し受理された夫婦のこと

※婚姻届提出時のご年齢や世帯所得により、ご提出いただく書類が異なります。

令和5年度 諫早市小長井地域新生活支援補助金

申請から補助金交付までの流れ

Step1

事前相談

申請予定の方は、対象者要件や必要書類の確認を行います。申請前に事前相談をお願いします。

Step2

所要額調書の提出

申請内容を事前に把握するための書類です。ご提出をお願いします。

Step3

必要書類の提出

令和6年3月31日までに、裏面の書類を諫早市移住定住推進課へ提出してください。

Step4

審査・交付決定

審査の結果を「諫早市小長井新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）」により通知します。

Step5

交付請求書の提出

通知書が届いたら、「請求書（様式第7号）」に必要事項を記入・押印し、移住定住推進課へ提出してください。

Step6

補助金振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

補助金の返還について

補助金の支給を受けた方で、下記に該当した場合は、補助金の返還が必要です。

- 虚偽・不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- 申請時の住居から5年以内に生活の本拠を異動した場合

ご注意ください 他の補助金との併給について

国や県の補助金を申し込まれている場合は、新生活支援補助金の対象外となる可能性があります。まずはお問い合わせください。



「申請できるか詳しく知りたい！」
「引っ越し先は対象地域？」など
お気軽にお問い合わせください。



問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館5階）
諫早市東小路町7-1 TEL：0957-22-1500
E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

